

環廃産発第 1703317 号  
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の 27 及び規則様式第三号において所定の様式等が定められているところであるが、今般、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 29 年 2 月 14 日）等において、その運用について指摘がされていることから、各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）における法定書式の遵守等について、下記の通り周知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 背景

報告書については、都道府県等によっては規則様式第三号と異なる様式等が使用されていることから、複数の都道府県等に報告をしなければならない事業者は、各都道府県等の記載方法を使い分けて書類を作成しなければならず、法令で課せられた義務以上の過度な負担を課せられており、総務省の行政評価・監視結果（「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）」（平成 25 年 11 月 1 日））及び「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において報告書等の様式の統一化等のため、平成 28 年度に必要な措置を講ずることとされ、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 29 年 2 月 14 日）においても届出等の様式の統一化等の指摘がされたところである。

これに加え、報告書の集計結果に係る情報提供については、「平成 28 年の地方からの提案

等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、集計作業にかかる事務の負担軽減等の観点から、当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を検討することとされている。

さらには、同意見具申において、事務の負担軽減や合理化の観点から、可能な手続きから段階的に電子化を進めることが求められている。

## 第二 周知の内容

- 1 報告書については、規則様式第三号を遵守すること
- 2 当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について(依頼)」(平成20年6月27日付け事務連絡)に基づく都道府県等から報告書の集計結果に係る情報の提供については、休止すること

産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)交付者が管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事及び政令市市長(以下「都道府県知事等」という。)に提出することは、管理票の交付を適正に行っていることを都道府県知事等が確認するため、また、産業廃棄物の処理の状況を都道府県知事等が把握するために重要である。一方、国からの依頼に基づき都道府県知事等が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県に意見を聴取したところ、一定の事務負担を考慮する必要があり、当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性については、より一層の検討が必要な状況にあることから、今般、当分の間、国に対する都道府県等から報告書の集計結果に係る情報の提供については、休止することとした。

- 3 報告書の提出手続きについては電子化を進めること